

令和8年度 保険料率

令和8年1月16日



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

令和8年度 平均保険料率

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。
①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から

<検討概要>

○ 支部評議会・運営委員会での議論

令和8年度平均保険料率について、令和7年10月開催の支部評議会において議論し、全支部より本部へ評議会意見を提出。

【支部評議会における意見】

- ・平均保険料率10%維持:27支部
- ・引き下げるべき:1支部
- ・10%維持と引き下げの両論:19支部

(参考) 令和8年度平均保険料率に関する意見抜粋

意見	概要
引き下げるべき	<ul style="list-style-type: none">・中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか・わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか・現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか
平均保険料率 10%維持	<ul style="list-style-type: none">・物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか・社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか・平均保険料率10%を維持するという考え方の上で、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか

令和8年度 平均保険料率

○ 政府方針（「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定））

政府方針において「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされている。

○ 厚生労働省からの要請

協会けんぽの将来の財政運営に支障が生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均約9.9%であることも踏まえて、平均保険料率の引き下げを検討していただきたい旨の要請があった。

<結論>

協会において「中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする」という基本的な考え方へ変わりないが、令和8年度の平均保険料率については、評議会及び運営委員会での意見や前述の政府方針等を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとした。

政府予算案を踏まえた収支見込（医療分）の概要

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	標準報酬月額の増加 (平均保険料率引き下げ：▲1,130)
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	国庫特例減額の時限的増加 ※1
	その他	346	449	103	485	36	
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516	
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	加入者1人当たり医療給付費の増加
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※2 (内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※1 国庫補助に対する特例減額の措置が平成27年度から行われているところ、剩余金（単年度収支差）がプラスとなった平成22年度の翌年度である平成23年度から平成26年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額（約9,148億円×16.4%＝約1,500億円）を令和8年度から令和10年度までの3年間の特例減額の控除額に上乗せすることとする（各年度約500億円）（2025.12.24 厚生労働大臣折衝事項抜粋）

※2 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

2012-2025年度保険料率： 10.00%

2026年度保険料率： 9.90%

令和8年度 平均保険料率

【共通料率等】

区分	料率	内容
第1号平均保険料率	5.35%	令和8年度医療給付費（見込額）÷令和8年度総報酬（見込額）
共通料率（A+B-C）	4.55%	（全国一律の保険料率）
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.76%	現金給付費、後期高齢者支援金など
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.83%	保健事業費等の協会業務経費など
C. 収入等の率	0.04%	雑収入など
計	9.90%	

- 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和6年度の都道府県支部ごとの收支における収支差の精算分は含まれていない。

令和8年度 愛媛支部保険料率

【愛媛支部保険料率の算定】

	医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率(a+b)	共通料率(c)	所要保険料率(a+b+c)	令和6年度精算保険料※(d)	インセンティブ保険料率(e)	保険料率(a+b+c+d+e)
		年齢調整	所得調整						
全国	5.35%	—	—	5.35%	4.55%	9.90%	—	—	9.90%
愛媛	5.89%	▲0.01%	▲0.45%	5.44%	4.55%	9.99%	▲0.02%	0.01%	9.98%

※ 健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和6年度の都道府県支部ごとの収支差を精算

【医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)】

令和8年度愛媛支部の医療給付費（見込）
令和8年度愛媛支部の総報酬額（見込）

【年齢調整・所得調整(b)】

年齢調整	年齢構成が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなるため調整
所得調整	所得水準が低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなるため調整

(参考) 愛媛支部保険料率の推移

【愛媛支部保険料率の推移】

令和7年度 保険料率	10.18%	令和8年度 保険料率	9.98%
	(▲0.20%)		

平均標準報酬月額 320千円の場合
↓
月額 640円減 (本人負担320円減)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
愛媛支部保険料率 (%)	8.20	8.19	9.34	9.51		10.03				10.11	10.10	10.02	10.07	10.22	10.26	10.01	10.03	10.18	9.98
平均保険料率 (%)		8.20	9.34	9.50									10.00						9.90
激変緩和措置	—	1/10	1.5/10	2/10		2.5/10		3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	—	—	—	—	—	—

介護保険料率

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1. 59%から2026年4月以降に1.62%へ引き上げた場合の2026年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔月額〕 102円（5,406円 → 5,508円）の負担増

（注）標準報酬月額を340,000円とした場合の負担を算出したもの

介護保険料率

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(参考) 介護保険料率の推移

【介護保険料率の推移】

令和7年度 介護保険料率	1.59%	→	令和8年度 介護保険料率	1.62%
	(0.03%)			

2026（令和8）年度は介護納付金が1兆1,485億円（対前年度比+360億円）となり、2025（令和7）年度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料率を算出。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護保険料率 (%)	1.13	1.19	1.50	1.51	1.55	1.55	1.72	1.58	1.58	1.65	1.57	1.73	1.79	1.80	1.64	1.82	1.60	1.59	1.62

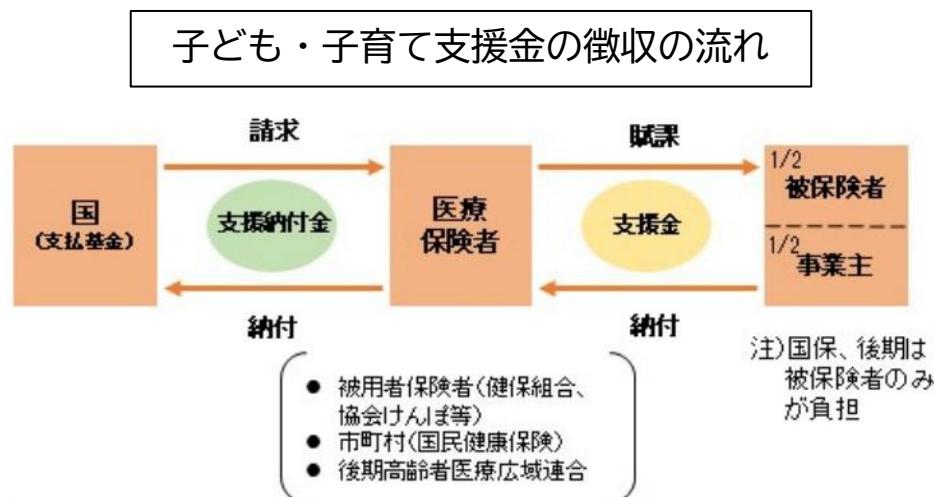
子ども・子育て支援金率

- 2026（令和8）年4月（令和8年5月納付分）から「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。
 - 令和8年度の支援金率は0.23%（労使折半）となります。

○ 子ども・子育て支援金制度

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定されたことも未来戦略「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み。

支援金額（月額）は、加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）ごとに決められ、令和8年4月分より医療保険料とあわせて徴収される。



(引用元) こども家庭庁ホームページ>子ども・子育て支援金制度のQ&A

子ども・子育て支援金率

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	—	
支出	計	2,396	
	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	—	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
	準備金残高	132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。